

消費者保護法制等の早期確立に関する意見書

先の通常国会（第159回国会）において、消費者基本法（改正消費者保護基本法）が成立した。この法律は、かねてからの消費者の契約をめぐるトラブルや近年における個人の債権・債務に係る架空請求など消費者を取り巻く問題が多様化・複雑化する中で、実に36年ぶりに大改正されたものであり、消費者の権利の明確化を初め、事業者の責務の具体化、消費者基本計画の策定及び苦情処理・紛争解決の促進などが新たに規定され、消費者保護法制の一層の充実が図られたところである。

しかし、これだけですべての消費者問題が解決されるわけではなく、特に、消費者の契約をめぐるトラブルは民事訴訟で裁かれるが、証拠収集能力や裁判に関する知識・費用にしても消費者の方が圧倒的に不利であることは明らかであり、泣き寝入りするケースが多く見られる。それに対抗するためには、専門的知識を持った消費者団体が消費者に代わって訴訟の当事者となれる団体訴訟制度の導入が必要不可欠である。規制緩和の進む我が国においても、明確なルールのもとでの自由な経済活動を保障しつつ、各種係争の司法的解決を目指す「事後チェック型社会」へと移行していく中で当該制度の必要性が強く叫ばれている。

また、架空請求や不当請求には、携帯電話が多く使用されているが、プリペイド式携帯電話等の購入時における本人確認や、架空請求や不当請求に使用された携帯電話の使用停止、強制解約などについても、国の強い指導をとる声が高まっている。

よって、国においては、消費者保護法制のなお一層の充実を図るため、次の事項について早期に実現するよう強く要請するものである。

- 1 消費者基本法第8条を踏まえ、消費者団体に対する支援策を含めた消費者団体訴訟制度を確立すること。
- 2 国民生活センター機能を拡充するとともに、各地方自治体が設置している消費生活センターの機能についても拡充するよう指導すること。
- 3 架空請求や不当請求にはプリペイド式携帯電話が多く使用されていることから、電話もしくはプリペイドカード購入時における本人確認の義務化並びに購入後における電話の売買・譲渡の禁止に関する指針（ガイドライン）を策定し、関係事業者に対し周知徹底をすること。また、架空請求や不当請求に使用された携帯電話の使用停止や強制解約等についても、同様の措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月5日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
総務大臣	麻	生	太郎	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様